会派等撮影者による動画撮影等に関する申合せ事項（案）

**別添　１**

大阪府議会における議会開会中の撮影等の許可等に関する要領に基づく、各会派議員団又は無所属議員が派遣する撮影者（以下「会派等撮影者」という。）による動画の撮影、編集及び公表（以下「動画撮影等」という。）に関し、以下のとおり申し合わせるものとする。

１　動画の撮影の許可申請

議会における活動を府民に広報することを目的とする場合に限り、各会派議員団又は無所属議員は、大阪府議会における議会開会中の撮影等の許可等に関する要領第２条に定める申請を行い、許可を受けたのち動画の撮影を行うことができる。

２　会派等撮影者

⑴　会派等撮影者は、１議員当たり１名とし、あらかじめ議長又は委員長に許可された者に限る。

⑵　会派等撮影者に変更があった場合は、速やかに改めて申請すること。

⑶　会派等撮影者は、動画の撮影の際には、大阪府議会傍聴規則、大阪府議会委員会傍聴規則、大阪府議会における議会開会中の撮影等の許可等に関する要領及び大阪府議会における撮影等に関する遵守事項（以下「傍聴規則等」という。）を遵守すること。

３　動画の編集及び公表

　⑴　議会の品位を損なうような編集及び公表をしないこと。

　⑵　質疑・質問及び答弁の趣旨を損なうような編集及び公表をしないこと。

⑶　動画中に他の傍聴人が映っていた場合は、個人が特定できないように編集した上、公表すること。

　⑷　取扱いを留保された発言がある場合若しくは発言の取消又は訂正の申し出を行っている場合は、その取扱いが決定するまで動画を公表しないこと。

⑸　動画を公表する前には、必ず議会中継（録画中継）において、自己の発言の取消又は訂正箇所の確認を行い、同様に編集した上、公表すること。

⑹　動画を公表する際は、動画撮影等の責任者として、会派議員団名及び議員名を記載し、大阪府議会の公式記録でないことの注記を付すこと。

４　会派議員団及び議員の責務

⑴　会派議員団及び議員は、会派等撮影者に対し、傍聴規則等を遵守させなければならない。

⑵　会派議員団及び議員は、動画撮影等及び管理における一切の責任を負うこと。